

## 農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

贈与者の氏名 \_\_\_\_\_

受贈者の氏名 \_\_\_\_\_

生年月日(明・大・昭・平) 年月日)

私（受贈者）は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

○農地等の明細についてこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

## I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細

## II 納税猶予税額の計算（農地等以外の財産に対する贈与税額の計算）

A 農地等以外の財産として、一般贈与財産又は特例贈与財産のどちらか一方のみを贈与により取得している場合

農地等以外の財産の課税価格 (申告書第一表の④の金額ー上欄の①の金額)	①	円	差引税額の合計額 (申告書第一表の⑪の金額)	⑤	円 00
基礎控除額	②	1,100,000	相続時精算課税分の差引税額の合計額 (申告書第一表の⑫の金額)	⑥	
農地等以外の財産の基礎控除後の課税 価格(①ー②) (1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	③	,000	農地等以外の財産に対する贈与税額 (④+⑥) (100円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 100円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	⑦	00
③に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使用 して、一般税率又は特例税率により計算します。)	④	00	納税猶予税額 (⑤ー⑦)	⑧	00

B 農地等以外の財産として、一般贈与財産及び特例贈与財産の両方を贈与により取得している場合

農地等以外の財産（特例贈与財産）の価額の合計額 (納税猶予の適用を受ける農地等が特例贈与財産である場合には、「申告書第一表の①の金額」から「上欄のⒶの金額」を差し引いた金額となります。)	⑨	円	農地等以外の財産（特例贈与財産）に 対応する税額（⑯×⑨／⑫）	⑯	円
農地等以外の財産（一般贈与財産）の価額の合計額 (納税猶予の適用を受ける農地等が一般贈与財産である場合には、「申告書第一表の②の金額」から「上欄のⒶの金額」を差し引いた金額となります。)	⑩		⑪の金額に「一般税率」を適用した税額 (申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使用して、一般税率により計算します。)	⑯	
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	⑪		農地等以外の財産（一般贈与財産）に 対応する税額（⑯×（⑯-⑪）／⑫）	⑯	
農地等以外の財産の課税価格の合計額 (⑨+⑩-⑪)	⑫		差引税額の合計額 (申告書第一表の⑪の金額)	⑯	00
基礎控除額	⑬	1,100,000	相続時精算課税分の差引税額の合計額 (申告書第一表の⑫の金額)	⑯	
農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格(⑫-⑬) (1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	⑭	,000	農地等以外の財産に対する贈与税額（⑯+⑯+⑬） (100円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が100円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	⑯	00
⑯の金額に「特例税率」を適用した税額 (申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使用して、特例税率により計算します。)	⑯		納税猶予税額（⑯-⑯）	⑯	00

## 農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

贈与者の氏名 \_\_\_\_\_

受贈者の氏名 \_\_\_\_\_

生年月日(明・大・昭・平年月日)

私（受贈者）は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

控用

○農地等の明細についてこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

## I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細

## II 納税猶予税額の計算（農地等以外の財産に対する贈与税額の計算）

A 農地等以外の財産として、一般贈与財産又は特例贈与財産のどちらか一方のみを贈与により取得している場合

農地等以外の財産の課税価格 (申告書第一表の④の金額ー上欄の④の金額)	①	円	差引税額の合計額 (申告書第一表の⑩の金額)	⑤	円 00
基礎控除額	②	1,100,000	相続時精算課税分の差引税額の合計額 (申告書第一表の⑫の金額)	⑥	
農地等以外の財産の基礎控除後の課税 価格 (①-②)	③	,000	農地等以外の財産に対する贈与税額 (④+⑥) (100円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	⑦	00
③に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使用 して、一般税率又は特例税率により計算します。)	④	00	納税猶予税額 (⑤-⑦)	⑧	00

B 農地等以外の財産として、一般贈与財産及び特例贈与財産の両方を贈与により取得している場合

農地等以外の財産（特例贈与財産）の価額 の合計額 (納税猶予の適用を受ける農地等が特例贈与財産である場合には、「申告書第一表の①の金額」から「上欄のⒶの金額」を差し引いた金額となります。)	⑨	円	農地等以外の財産（特例贈与財産）に 対応する税額（⑯×⑨／⑫）	⑯	円
農地等以外の財産（一般贈与財産）の価額の合計額 (納税猶予の適用を受ける農地等が一般贈与財産である場合には、「申告書第一表の②の金額」から「上欄のⒶの金額」を差し引いた金額となります。)	⑩		⑪の金額に「一般税率」を適用した税額 (申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使用して、一般税率により計算します。)	⑯	
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	⑪		農地等以外の財産（一般贈与財産）に 対応する税額（⑯×（⑩-⑪）／⑫）	⑯	
農地等以外の財産の課税価格の合計額 (⑨+⑩-⑪)	⑫		差引税額の合計額 (申告書第一表の⑭の金額)	⑯	00
基礎控除額	⑬	1,100,000	相続時精算課税分の差引税額の合計額 (申告書第一表の⑯の金額)	⑯	
農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格(⑫-⑬) (1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	⑭	,000	農地等以外の財産に対する贈与税額（⑯+⑯+⑯） (100円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が100円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	⑯	00
⑯の金額に「特例税率」を適用した税額 (申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使用して、特例税率により計算します。)	⑯		納税猶予税額（⑯-⑯）	⑯	00